

答申乙第77号（諮問乙第96号事案）

答 申

第1 審査会の結論

宮城県警察本部長が行った開示請求に係る個人情報を開示しない旨の決定（却下）は、妥当である。

第2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、令和3年5月19日付けで、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、宮城県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、下記の内容の個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- （1）令和〇〇年〇〇月〇〇日審査請求の裁決の経緯の全文書の開示を希望。
- （2）時速90km走行で、50mの計測距離では（テキストの数字の停止距離93m）絶対に停止できないことは明白です。その停止距離の検証の説明について開示を希望。疑問として1）説明もなく空中での指印の強要2）速度計測機械の時刻の7～8分の誤差3）停止位置が大きく移動したという警察官の説明について1）～3）の疑問について3名の警察官の説明の開示を希望します。

- 2 実施機関は、（2）に対して開示請求に係る個人情報を開示しない旨の決定（却下）（以下「本件処分」という。）を行い、却下の理由を次のとおり付して、令和3年6月21日付けで審査請求人に通知した。

本件請求の対象となる個人情報が記録された行政文書は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第2項に規定する訴訟に関する書類に該当し、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）第60条第7項の規定により、同条例第3章（開示、訂正及び利用停止）が適用されない文書であるため。

- 3 審査請求人は、令和3年7月5日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、宮城県警察本部長に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨
審査請求の趣旨は、却下の取消しを求めるものである。
- 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

当時、〇〇警察署の警察官に停止距離の説明の際に開示請求書3)の事実と異なる誤った説明を受けましたが、その誤った説明により一般市民の一人である私は〇〇や〇〇などの症状に脅かされて、日常生活に支障をきたしております。

現在の状況を認識して頂き、情報の開示をお願いします。

開示請求書1)～3)は開示できない書類とのことでしたが、3)の誤った説明により心身共に健康に支障をきたしておりますので、3)の開示をお願いします。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は、以下のとおりである。

1 適用除外について

個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）第16条において、「何人も、実施機関に対し、行政文書に記録されている自己を本人とする個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。」と規定している。

一方、条例第60条第7項は、「第3章の規定は、第1項各号に掲げる個人情報を除き、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の規定の適用を受けないこととされる個人情報については、適用しない。」としている。

また、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第2項では、開示請求等の適用除外としているものである。

2 訴訟に関する書類について

刑事訴訟法第53条の2第2項の訴訟に関する書類とは、被疑事件又は被告事件に関して作成された書類をいい、裁判官・司法警察職員・弁護士その他第三者の保管しているものも含むと解される。

訴訟に関する書類を適用除外としている理由は、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成されたものであり、捜査・公判に関する活動の適性確保は、司法機関である裁判所において図られるべきであること、②刑事訴訟法第47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、同法第53条及び刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、その取扱い、開示・非開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③これらの書類は、典型的に秘密性が高く、その大部分が個人情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他公共の安全と

秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることによるものである。

3 審査請求に係る個人情報の内容

審査請求人が開示を求める個人情報の内容は、審査請求人に係る道路交通法違反事件に関し、違反行為の検証方法、対応した警察官の事件に関する説明が記録された行政文書に係る審査請求人の個人情報と解される。

4 道路交通法違反事件捜査において作成される書類について

一般的に、道路交通法違反事件の捜査は、警察官が交通違反を認め、所要の捜査を実施し、関係書類を検察庁へ送致する。また、交通切符等適用案件の場合には、交通切符等を作成する他、必要により取調べを実施し、捜査報告書等、関係書類を作成の上、検察庁へ事件を送致する。

審査請求人が開示を求める個人情報は、これら一連の道路交通法違反事件捜査の過程において作成される文書である。

これらは刑事訴訟法に基づく事件捜査手続であり、同法第53条の2第2項に規定する訴訟に関する書類に該当する。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあつては、原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律について

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「旧法」という。）は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行に伴い、令和4年4月1日に廃止され、また、刑事訴訟法第53条の2第2項もこれにあわせて改正された。

本件事案について、当審査会で判断する時点においては、旧法は廃止となっているが、本件処分時点においては、旧法が適用されていたことから、処分時点の法令により判断するものとする。

3 本件個人情報について

本件個人情報開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件審査請求に係る個人情報は、審査請求人が道路交通法違反による取締りを受けた事件について、違反行為の検証方法や対応した警察官の事

件に関する説明が記録されている行政文書に係る審査請求人の個人情報（以下「本件個人情報」という。）であると解される。

4 本件個人情報に対する条例第3章の規定の適用の可否について

条例第60条第7項は、条例第3章の規定は、同条第1項各号に掲げる個人情報を除き、法律の規定により旧法の規定の適用を受けないこととされる個人情報については、適用しない旨規定している。

刑事訴訟法第53条の2第2項は、訴訟に関する書類に記録されている個人情報については、旧法第4章の規定は適用しない旨規定しており、同項の「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいうと解される。

本件審査請求に係る個人情報は、上記3のとおり解されることから、審査請求人が開示を求める個人情報は、道路交通法違反事件の捜査の過程において作成される文書に記録されている個人情報であると認められる。そうすると、当該文書は、「訴訟に関する書類」に該当することから、その請求自体からして、訴訟に関する書類に記録されている個人情報に該当し、その存否はさておき、刑事訴訟法第53条の2第2項の規定により、旧法第4章の規定は適用されず、よって条例第60条第7項の規定により、条例第3章の規定が適用されないものと判断される。

5 結論

以上のとおり、行政文書に記録された本件個人情報は、刑事訴訟法第53条の2第2項に規定する訴訟に関する書類に記録されている個人情報に該当し、条例第60条第7項の規定により、条例第3章が適用されないことから、本件処分は妥当であると判断した。

第6 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 8月 4日	○ 諮問を受けた。(諮問乙第96号)
令和4年12月22日 (第268回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和5年 1月27日 (第269回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和5年 2月21日 (第270回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(令和5年4月24日現在)

氏 名	区 分	備 考
大 江 裕 幸	東北大学大学院法学研究科教授	
大 橋 洋 介	弁護士	会長
佐 藤 英 世	東北学院大学法学部教授	会長職務代理者
杉 浦 永 子	第一印象研究所代表	
吉 田 大 輔	弁護士	

(五十音順)